

次期環境基本計画の重点分野「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の素案づくりにおいて考慮すべきポイントについて（議論の素材）

◇第2次循環基本計画（平成20年3月策定）における施策のポイント

- 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開
- 地域コミュニティの再生などを通じた地域循環圏の構築
- 100年後の世代にも伝えられるライフスタイルへの変革
- 環境と経済の好循環を実現するビジネススタイルの振興
- 発生抑制を主眼とした3Rの更なる推進と適正処理の確保に向けた仕組みの充実
- 3Rの技術とシステムの高度化
- 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成
- 国際的な循環型社会の構築

◇第2次循環基本計画の策定後に生じた状況変化

- <国内>
- 産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでの循環型社会づくりの前提となってきたシステムの変化の顕在化
 - 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の統合の必要性の高まり
 - 新成長戦略の一つの柱としてのグリーンイノベーション、環境が経済を牽引する方向性
 - 東日本大震災後の変化
ライフスタイルの変革や、地域や個人の連携の重要性の意識の広がり
安心・安全な生活に対する議論の活発化、省エネルギーの推進、廃棄物のエネルギーとしての利用や再生可能エネルギーの推進
 - 地域において資源、食料、エネルギーを一体的にとらえる考え方の高まり
- <国際>
- 循環資源を含めた資源価格の変動、世界全体で資源制約が厳しくなることが予想されることによる循環資源利用の重要性の上昇
 - 世界金融危機時の海外における循環利用の停滞による国内循環利用の滞留
 - 途上国での廃棄物の不適正処理による環境汚染問題の解決に日本が果たす役割への期待

◇環境基本計画・循環型社会づくり分野素案において考慮すべきポイント（たたき台）

- 社会情勢の変化に応じた長期的な視野に立った検討
- 資源制約の懸念等を踏まえ、循環基本法に定める循環型社会の構築の目的である「環境負荷の低減」、及び「天然資源の消費の抑制」を基軸にした政策の見直し
- 3Rの促進、特に取組の不十分なリデュース・リユースの取組促進
- 低炭素社会、自然共生社会と連携した循環型社会の検討
- 良質で長寿命のインフラや建造物その他のものが蓄積され豊かさを生み出す「ストック型社会」形成に向けて、都市・地域・生産等のあり方の検討
- 東日本大震災後の社会経済情勢、人々の意識・行動の変化を反映できる循環型社会の具体像の提示
- 資源価格の高騰、動脈側の動き等を踏まえつつ、国際的な循環型社会の構築における我が国の役割についての検討